

六 事業主側

名 稱 陽明川合同運送株式会社
代表 取締役社長 大森 三郎

資 本 五百万円

事 業 海陸運送業

企業系統 十ノ

使用船隻 八十二隻

三 労働者側

爭議参加者 廿三名

労働組合加入者 廿三名 (東海船夫組合)

反務労働組合 京浜船夫組合 (總組合手)

六 発生ノ時 昭和五年十二月十二日

五 発生ノ原因

海運界不況ノ爲メ本會社所屬日本船区船務所ハ一ヶ所在船務

出張所ヲ閉鎖スルニトシテ交シ合所々所船夫共三名ニ對シ本月
十五日解雇ヲ申渡シタルニ因ル

六 要求ノ項並交渉状況

本月十五日午後一時三十分船務出張所ニテ

事業主代理 文倉三雄

組 合 側 新井 五郎

組 長 側 栗原 茂次郎 分二名

合見ニ労働者側ヨリ

復讐ヲ要求シタルニ拒否セラレ、又解雇ヲ承認シたノ要求ヲ

爲ミタリ

一 解雇手高トシテ船夫全員ニ金五千圓ヲ支給セシレ度シ

二 船務出張所ハ本件解決迄 延期スルコト

三 本月十五日ニ支給スルハ仕込金一人當リ其圓七ヲ貸與ス
ハシ